

番号	教委	1 「日本人ファースト」はヘイトスピーチか 2 学校で「日本人ファースト」が流れることについて	3 対策	4 被害への対処	
1 北海道					
2 青森					
3 岩手					
4 宮城					
5 秋田					
6 山形					
7 福島					
8 茨木		本県では現在、第二次茨城県総合計画に掲げる「自分らしく輝ける社会」の実現に向け、自己と他者の大切さを認め、行動につなげることができる児童生徒の育成のため、人権教育を推進しているところです。その中で、児童生徒に対し、相手を傷つける言動について指導を行うとともに、不安や悩みがある場合には、身近な大人や信頼できる人との相談を案内しております。学校は、安全・安心な環境の中で、児童生徒一人ひとりの個性が尊重される場であると認識し、今後も日常的な人権教育の推進を継続していくとともに、相談体制の更なる充実が図られるように、学校及び教育行政へ働きかけを実施してまいります。 ご質問をいただきました設問につきましては、教育基本法第14条第2項の趣旨に鑑み、具体的な回答は差し控えさせていただきます。			
9 栃木県		栃木県教育委員会では、人権教育が様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神に則り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び本県が策定している栃木県教育振興基本計画等を踏まえ、すべての学校すべての地域において人権尊重の精神の涵養を目的として組織的、計画的に人権教育が推進されるよう努めているところです。 御質問をいただきました4つの設問につきましては、教育基本法第14条第2項の趣旨の意向に鑑み、具体的な回答は差し控えさせていただきます。			
10 群馬					
11 埼玉		「日本人ファースト」という言葉の定義が必ずしも明らかではないため、回答はできません。  そのため、外国にルーツを有する児童生徒へ向けたものであるかどうかに問わらず、学校現場における差別的言動はあってはならないと考えております。	学校は、自分と他の人の大切さが認められる場でなければならないと考えております。  千葉県教育委員会では、毎年「学校人権教育指導資料」を作成し、全ての学校、教職員に配付しています。その中では、ヘイトスピーチを含む「外国人」に関する人権課題などを掲載しており、校内研修等で活用するように依頼しています。また、年度初めには、各市町村教育委員会の人権教育担当指導主事らを対象に研修会を行い、国や県の施策、個別の人権課題に対する理解促進に努めるよう、学校への指導や助言を行いうよう依頼しています。引き続き、各市町村教育委員会や学校への働きかけを行っていきます。	言葉によって傷ついた児童生徒に対しては心のケアを行うとともに、そのような発言をした児童生徒に対しては適切に指導を行うよう、県から学校に対して働きかけてまいります。県教育委員会では、言葉によって傷つく児童生徒が出ないよう、研修や人権教育を通じて教職員及び児童生徒の人権感覚の育成に引き続き努めてまいります。	
12 千葉		ヘイトスピーチは、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し、又は、誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は、本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国、又は、地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動です。理由の如何を問わず、決してあってはならないものと考えます。 「日本人ファースト」という言葉については、使い方や受け取り方、使用される場面や状況などによつては、ヘイトスピーチに該当することも有りうると捉えています。	学校は、児童生徒一人一人の多様性が尊重され、安全・安心な場所でなくてはなりません。児童・生徒に対して、差別をあおりかねない言動は絶対にあってはならないことだと考えます。	千葉県教育委員会では、毎年「学校人権教育指導資料」を作成し、全ての学校、教職員に配付しています。その中では、ヘイトスピーチを含む「外国人」に関する人権課題などを掲載しており、校内研修等で活用するように依頼しています。また、年度初めには、各市町村教育委員会の人権教育担当指導主事らを対象に研修会を行い、国や県の施策、個別の人権課題に対する理解促進に努めるよう、学校への指導や助言を行いうよう依頼しています。引き続き、各市町村教育委員会や学校への働きかけを行っていきます。	差別的な言動により、児童生徒を傷つけてしまう行為は、絶対にあってはなりません。万一、被害を受けてしまった児童生徒がいた場合には、被害を受けた児童生徒のケアを最優先にするとともに、加害者に対して、ヘイトスピーチがなぜいけないのかを理解させる教育的な指導を行うこと、個人を傷つけ、差別を煽る言動は許されないという基本的な姿勢を、教職員と児童生徒全体に周知徹底するように強く働きかけていきます。
13 東京		東京都教育委員会では、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国の計画や、東京都人権施策推進指針」等を踏まえ、人権教育を推進しています。		東京都教育委員会では、管理職等を対象とした人権教育に関する研修会において、国が作成したヘイトスピーチに関する資料を配布するなど、人権課題について理解を深められるようにしています。	東京都教育委員会は、全ての児童・生徒を対象に、不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さについて、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布などの機会を捉えて、適時、指導を行うよう教職員に周知しています。

番号	教委	1 「日本人ファースト」はヘイトスピーチか	2 学校で「日本人ファースト」が流れることについて	3 対策	4 被害への対処
1	神奈川	「ヘイトスピーチ解消法」については、県教育委員会は所管部署ではないため、回答は差し控えさせていただきます。	教育の場である学校は、子どもたち一人ひとりの権利が尊重され、安心して過ごせる場とならなければなりません。 子どもたちが、人権に関する理解を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる人権感覚を育めるよう、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりが必要だと考えます。	県教育委員会では、引き続き、すべての子どもたちが安心して学校生活を送るため、互いの違いを認め合うという視点に立って、人権を尊重する教育を一層推進していきます。	学校においては、これまで、不適切な事案が発生した場合、個別に正確な事実を特定し、その解消に向けた適切な対応に努めてきました。 今後も、学校において子どもたちの人権に配慮した対応がなされるよう、教職員に対する人権教育を進めてまいります。
2	新潟				
3	富山				
4	石川				
5	福井				
6	山梨	ヘイトスピーチ解消法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としておりますが、一方で、個々の言葉がヘイトスピーチに該当するかについては、文脈や意図、使用状況によって異なるものであり、一概に見解を申し述べることは困難と考えます。		県教育委員会では、国籍や文化の違いを理由とする差別や偏見が生じないよう、人権教育の推進を通じて、児童生徒が人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう取り組みを進めています。 各学校において、例えば、道徳や社会科での国際理解や共生社会に関する学習、外部講師による講話、啓発資料の活用などの取り組みが行われています。	なお、仮に、差別的な言動によって児童生徒が傷つく事案が発生した場合は、いじめ防止対策や子供SOS ダイヤルなどの相談体制を活用しつつ、事実確認と適切な対応を行うよう、学校に指導・助言を行っていきます。
7	長野	長野県教育委員会では、「人権教育推進プラン」および「長野県人権政策推進基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて人権意識の向上に取り組んでおります。これにより、子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるよう目指しています。特に、外国人に対する偏見や差別をなくし、それぞれの文化を尊重しながら共に生きていく多文化共生社会の実現を目指す教育・啓発にも力を入れております。今回ご意見いただいた差別的言動の解消に向けた取組につきましては、教職員の人権意識を高めるための研修を充実させ、より効果的な児童生徒への指導につなげてまいります。防止対策や子供SOS ダイヤルなどの相談体制を活用しつつ、事実確認と適切な対応を行うよう、学校に指導・助言を行っていきます。			
8	岐阜	教育委員会はそれを判断する立場にございませんので、お答えしかねます。	岐阜県は、「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進し、誰もが安心・安全に生活できる学校づくりに取り組んでいます。 学校では、日本人の子どもと外国人の子どもが、互いに理解し合い、尊重し合う多文化共生の考え方に基づく教育に取り組んでいます。また、全ての児童生徒の不安や、差別に繋がりかねない言動をキャッチするために、定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、子どもたちの悩みや不安やトラブルを早期に発見し、丁寧に対応する体制を整えています。 今後も、全ての子どもたちが、安心して生活できる学校づくりを徹底していきます。		
9	静岡		貴台のおっしゃる通り、学校は児童生徒にとって安心・安全な場でなければならず、他者の人格や人権をおとしめるあらゆる言動は許されることはございません。	静岡県教育委員会では、各学校における人権教育を推進し、児童生徒が自他の人権を大切にする態度や行動力を身に付けることができるよう、取り組んでおります。今後も、児童生徒の安心・安全な学校生活を維持・向上するため、人権教育の推進とともに、各学校への指導に取り組んで参ります。	また、児童生徒の差別的な言動を含む問題行動が発生した場合には各学校で当該児童生徒に必要な指導、支援を行うなど、適切な対応を行っております。
10	愛知	愛知県では、「基本的人権の尊重」を柱に、部落差別をはじめ、様々な人権課題に対応した教育を推進しています。児童生徒の発達段階や実態に応じて、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を育み、差別や偏見のない環境づくりに努めています。 また、生徒が人権問題を自らの課題として捉え、判断力や実践力を身につけられるよう、指導方法の工夫・改善に取り組んでいます。教職員の資質向上を図る研修の実施や保護者を含む一般県民を対象とした研修会を実施する等、人権教育の充実を図っています。 さらに、学校現場で、「あいちの学校安全マニュアル」等を活用し、事実確認、関係者対応、保護者連携、心のケアなど、組織的かつ迅速な対応が行えるよう支援し、児童生徒の安心・安全な環境の構築に努めてまいります。			
11	三重	先に行われた参議院選挙において掲げられた「日本人ファースト」というスローガンに対し、貴研究協議会をはじめ多方面から外国人への排斥意識を助長するものであるとの批判や懸念が示されたことは認識しています。この言葉を使用することがヘイトスピーチに当たるのかというお問い合わせにつきましては教育委員会はそれを判断する立場にございませんのでお答えしかねますが、貴会が指摘するような懸念もふまえ、この言葉が独り歩きをし、子どもたちの間で外国につながりのある子どもを排除する意図で使用されることがないよう、教職員の人権感覚を高める研修の充実に努めるとともに、子どもたちが外国人の人権に係る問題を解決するための実践行動ができる力を身につけられるよう、学校における人権教育を推進していきます。			
12	滋賀	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法においては、第2条で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義が置かれています。 一方、法務省が取りまとめている「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』に係る参考情報(その2)」においては、「個別具体的な言動が、本条の『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』に該当するか否か、(中略)、本法律の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されることになると考えられる。」とされているところです。 したがって、言動の背景や前後の文脈、趣旨等を総合的に考慮して判断されるものであると考えます。	滋賀県教育委員会では、外国人児童生徒を含むすべての児童生徒に対し、人間の尊厳を大切にした教育を推進するとともに、豊かな人間性や国際感覚をはぐくみ、自己のあり方に自信を持ち、豊かに生きていくことができるよう、支援することが大切であると考えています。	今後とも外国人児童生徒を含むすべての児童生徒に対し、人間の尊厳を大切にした教育を推進してまいります。	滋賀県教育委員会は、県立学校および市町教育委員会に対し、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定に基づき、被害者である児童生徒が心身の苦痛を感じた場合は、学校および学校の教職員の責務として、同法第8条の規定に基づき適切かつ迅速に対処するよう働きかけています。
13	京都	ご指摘の「日本人ファースト」という言葉については、個別具体的な言動が不当な差別的言動に該当するか否かについては、その態様によって異なり、言論の背景、前後の文脈、発言の趣旨などを踏まえ、総合的に判断されるものであると考えます。	ご指摘のとおり、児童生徒が安心して学び、互いを尊重し合える環境を整えることは、教育行政にとって極めて重要な責務です。特に、外国籍や外国にルーツのある児童生徒が、学校において孤立することなく、平等に学び、成長できる環境を保障することは、私たちが常に意識し、取り組むべき課題であると認識しております。京都府では、平成19年(2007年)に「外国人児童生徒に関する指導の指針」を定めており、この指針に基づき、継続的に教育の充実に取り組んできました。この指針は、外国人児童生徒への支援にとどまらず、すべての児童生徒が多様性を尊重し、共に生きる力をはぐくむ教育の基盤として位置づけられています。以下の4つの柱を中心に、これまでの実践を振り返りつつ、今後も着実に取組を進めてまいります。 1 人権尊重と国際協調の精神の育成 異文化理解や人権尊重の教育を推進してきました。人権尊重を基盤とし、自己を尊重するとともに他者を尊重する態度を培う教育を通じて、多様な文化を持つ人々の人権を大切にすることを指導しています。また、各教科、道徳、特別活動などを通じて、体験的な学習等も取り入れるなどの工夫を加えながら、児童生徒が互いの個性や価値観の違いを認め合い、共に生きる力をはぐくむ教育を継続しています。 2 学力向上と進路指導の充実 外国人児童生徒の学力向上に向けて、個別の状況に応じた指導を行い、進路選択に必要な情報提供や相談体制の整備を進めてきました。これにより、児童生徒が将来への展望を持ち、自らの進路を主体的に考える力を持っています。 3 日本語指導と学校生活への適応支援 新たに渡日した児童生徒に対しては、日本語の習得支援とともに、学校生活への適応の支援に取り組んできました。保護者への対応も含め、教育相談の充実を図る取組を継続しています。 4 教職員の資質と指導力の向上 校内研修や授業研究を通じて、教職員の指導力向上に努めてきました。これまでの実践の蓄積を活かし、今後も研修の充実を図ることで、教育の質の向上を目指します		
14	大阪府	個別具体的な言動が不当な差別的言動に該当するか否かについては、その態様は様々であり、言論の背景や、その前後の文脈、言葉の趣旨などによって総合的に判断されるものであると考えます。	左記の主旨から、2~4へのご質問への回答は差し控えさせていただきます。 なお、大阪府教育庁では「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を総合的に推進しているところです。		

15	兵庫	<p>「ファースト」は「最初のもの」、「一番目」、「最優先のもの」などを意味している言葉であり、「日本人ファースト」とは「日本人最優先」という意味合いに解釈することができると考えられます。</p> <p>しかし、当委員会では、「日本人ファースト」という言葉がヘイトスピーチにあたるかを明確に判断ができる立場にないことから回答は差し控えます。</p>	<p>外国人を排斥したり、不安感や嫌悪感を与える差別的言動により、児童生徒が傷つき、差別意識を生じさせていくことは、許されるものではありません。</p> <p>本県は、平成12年8月に「外国人児童生徒にかかる教育指針」を策定し、多文化共生の視点に立って、外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒の人権にかかる課題の解決に取り組んできました。</p> <p>さらに、外国人等に対する偏見や差別の解消をめざした取組を進めるため、平成26年12月に校内研修資料「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて」を作成し、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の公布・施行に伴い、平成29年4月に改訂し、教職員が歴史的背景や社会的背景をはじめ、外国人についての認識を深めるとともに、異文化を尊重し、異なる習慣や文化を持った人々とともに生きていく態度を育成する教育の充実を図ってきました。</p> <p>今後も、外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての子どもたちが、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育むため、子ども多文化共生教育を推進していきます。</p>
16	奈良	奈良県教育委員会では、これまで学校において、子どもたちが安心・安全に過ごせるよう、人権尊重の精神に基づいた学校づくりに努めてまいりました。万が一、御懸念されているような事象が発生した場合には、学校と連携し、従来どおり「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」に沿って人権教育を推進してまいります。	
17	和歌山	個別の言動が不当な差別的言動に該当するかどうかについては、その前後の文脈など総合的に判断されるものと考えます。	<p>以上の理由から、2~4の回答については差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、本県では、和歌山県人権教育基本方針に「多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。」ことを目的に掲げ、人権が尊重される社会に向け、人権教育を推進しているところです。</p>

番号	教委	1 「日本人ファースト」はヘイスピーチか 2 学校で「日本人ファースト」が流れることについて	3 対策	4 被害への対処	
1 烏取		本県では、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」において、「「誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別の言動その他の心理的外傷を与える行為」を禁止し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの取組を推進しているところです。 県教育委員会としても、本県の人権教育の具体的な方向性を定めた「鳥取県人権教育基本方針」第3次改訂一)]において、「「多様な人々と豊かにつながり、共に生きる」を人権教育のめざす姿の一つとして掲げ、異なる文化、言語、宗教、習慣等における多様性を認め、他者を尊重し、偏見や差別の解消に取り組む意欲や態度を身につけられるよう、人権教育を推進しております。 「日本人ファースト」「100ファースト」という言葉については、さまざまなか面で使用されていますが、特定の民族や国籍の人々を排除する意図をもって発せられるものであれば許されないと考えます。また、多文化共生の観点からも、様々な背景を持つ児童生徒を受け入れ、全ての子どもたちが共に楽しむ環境を整備することは重要なことと認識しており、母語支援員の配置に要する経費を補助したり、教職員を対象とする外国人児童生徒等の初期対応のあり方を学ぶ研修会や、市町村どうしの情報共有を図るための連絡協議会を開催したりするなど、市町村と連携し受け入れ体制の整備に向けた支援を行っております。また、保護者や児童生徒への支援としても、児童生徒が偏見や差別の解消に取り組む意欲や態度を身につけられるよう引き続き人権教育を推進するとともに、多文化共生社会の実現にむけ、人権が尊重された学校づくりを一層進めたいと考えます。			
2 島根		「本要求への回答はできかねます」 理由:「日本人ファースト」というワードが定義づけられておらず、発信者や受け取側が各自の立場や視点によって意図や解釈が大きく異なっており、内容等が不明瞭な部分があるためです。 また、「日本人ファースト」という言葉がヘイスピーチにあたるかどうかについては、最終的には司法・法務省)が判断すべき事柄であると考えています。(ただし、「日本人ファースト」というワードが明確に日本人以外の方を排斥したり、または侮辱したりするような使われ方なされた場合は、ヘイスピーチに該当すると考えます)	学校はすべての児童生徒にとって安心・安全な場でなくてはならないと考えます。そのためにはすべての児童生徒に対して差別をあおるような言動はあってはならないと考えます。	「外国语にルーツがある無し」にかかわらず、すべての児童生徒が差別的な言動で傷つけたり傷ついたりすることがないようこれまで行ってきた人権教育を引き続き推進し、より充実したものとなる働きかけを行います。	本県教委が発行している指導手引「問題事象から学ぶために(学校教育編)」に記載されている対応マニュアルに原則沿って対応していくように指導(働きかけ)を行います。
3 岡山		ある言葉が法的に問題となるかどうかは、言葉単体ではなく、発言全体の趣旨などを踏まえて個別に判断されるべきと考えます。 児童生徒一人一人が尊重され、安全かつ安心して教育を受けることが大切であり、他者の人格や人権をおとしめる差別的な言動は決して許されません。 岡山県教育委員会では岡山県第4次人権教育推進プランに基づき、学校園が「国際理解教育の充実」「教職員研修の実施」「在住外国人の児童生徒等への支援」に取り組んでいます。 異なる国籍・文化的背景・価値観を持つ人々が互いに多様性を認め合いながら、尊敬・尊重し安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発を引き続き進めてまいります。			
4 広島		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行後、ヘイスピーチの解消に向けた様々な取組が進められてきましたが、SNSや電子掲示板等のインターネット上でヘイスピーチも後を絶たず、ヘイスピーチが多様化している状況もあり、重要な課題の一つであると捉えています。 広島県では、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立ち、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的な視点からの取組を重視して人権教育を推進しています。各学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めています。不当な差別的言動などの事案が発生した場合は、すべての教員が人権尊重の理念に立って適時適切に指導し、児童・生徒が自分及び他人の人権を守るために実践行動につなげられるよう、研修等を通して指導しています。 これからも、学校が全ての児童・生徒にとって安心・安全な場となるよう人権教育を推進してまいります。			
5 山口		山口県教育委員会では、本邦外出身者などの差別はもとより、あらゆる差別的言動はあってはならないと考えており、「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に基づいて、人権教育に取り組んでいるところです。 今後も、県民一人ひとりの人が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、基本的人権尊重の視点に立った人権教育を推進してまいります。			
6 徳島		来日・在住する外国人が増えつつある現在、眞の国際化に対応した社会を築いていくためには、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、互いのちがいを認め、それぞれの文化、宗教、生活習慣等における多様性を受け入れ、これらを尊重していくとする人権意識を育てていくことが必要である。併せて、外国人に関する人権問題を正しく認識し、解決していくとする態度の育成も必要である。 生活習慣や言葉のちがい、外国人であるということ、いめや差別へ、ヘイスピーチなどの対象となることは決してあってはならないものと考えています。学校現場で差別発言等が発生した場合の対応については、差別発言等を学校全体の問題として受け止め、差別がいかに不合理であるか、また、差別によってどのように人権が侵害されたかを児童生徒に認識させ、学校全体で差別をなくしていくために取り組んでいくよう周知している。 本県では、徳島教育大綱の重音点目の一について「全ての人の可能性を引き出し、多様性を育む教育の推進」を掲げ、学校の教育活動全体を通じ、異文化を尊重していく態度や異なる習慣・文化をもつ人々と互いの人の権を尊重しながら、共に生きていこうとする態度の育成をめざし、人権教育を推進することとしている。 今後も、外国人の児童生徒を含め、すべての児童生徒が安全・安心に生活できる学校づくりをめざし、多様性を認め合える人権教育を推進していく。			
7 香川		「日本人ファースト」という言葉については、その言葉がどのような場所や文脈で語られるか、またその解釈は様々であることから、個々の回答は控えさせていただきます。 県教育委員会としては、差別的な言動等の差別事象は、あってはならないことと考えています。 学校において、差別事象が発生した場合には、学校の主体责任において、事実確認を迅速かつ的に行い、関係機関との連携のもと、解決に当たることが重要です。 県教育委員会では、差別事象解消への取組を、日常の教育実践に生かし、差別を受けた児童生徒、差別的な言動等を受けた児童生徒を含め、すべての児童生徒が、人権について正しく理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認められる」とができるようになります。それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるよう安心・安全な学校づくりに努めています。 今後も、児童生徒にとって人権が尊重される教育の場としての学校・学級の構築が大切であることに、教職員対象の研修会等を通じて指導するとともに、児童生徒が自他の人権や多様性を尊重し、互いに認め合い、高め合うことのできるよう学校現場と連携してまいります。			
8 愛媛		特定の言葉をもって差別性を定義するのではなく、文脈や意図によって個別に判断すべきものと考えます。 学校は、全ての児童・生徒が安心して学び、成長できる安全な場所でなければならず、出自やルーツを理由に、人権を侵害し、いじめや差別を助長する言動は、容認できるものではありません。 愛媛県教育委員会では、人権尊重の理念を全ての教育活動の基礎に、人権の確立と差別解消による実践力の育成に努めています。 なお、いじめや差別事案が発生した場合は、事実関係を確認し、被害を受けた児童生徒のケアと安全確保を最優先とし、関係児童生徒に対して指導するなどの対応を行なっています。 今後も、子どもたち一人ひとりが、異なるルーツや文化を理解し、尊重する心や態度を育める人権・同和教育の推進に努めています。			
9 高知		高知県教育委員会では、子どもたちが安心して学校生活を送るために、一人一人の子どもが誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って考え、行動できる力を育むことが不可欠です。外国人に限らず、お互いの違いを認め、すべての人の人権を尊重できるよう、子どもの人権感覚を育んでいくことは、重要な教育課題であると捉えています。 このため、「高知県人権教育推進プラン」に基づき、全ての児童生徒が在学中に必ず、外国人を含む、県民に身近な11人の人権課題について学習するよう取組を進めています。 各学校では、日々の教育活動において、相手が誰であってもいじめや「からか」等による、人権侵害の問題を正しく認識し、解決していくことを目指しています。 また、授業や学校行事を通して、外国人と交流するなどの体験から、他国の人々や文化に親しみ、相互理解の大切さを学ぶ機会が行われています。 加えて、外国人等の子どもが在籍する学校では、本人や保護者に対して、必要に応じて通訳機器を活用したり、やさしい日本語の表記を用いたりするなど、コミュニケーションをとるための配慮もされています。 さらに、教職員に対しては、人権課題の理解はもとより、子ども一人一人が大切にされる学級づくりや発達段階に応じた人権教育の指導方法についての研修を実施しています。 こうした取組を着実に進めいくことが、すべての児童生徒・保護者・教職員が安心できる教育環境の実現につながるものと考えております。			
10 福岡		県教育委員会としては、選挙運動等において使用された言葉(表現)に対する回答は差し控えさせていただきます。 なお、本県の学校教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、異なる文化や習慣についての理解を深める学習や、国籍や人種、民族の違い等を理由とする偏見や差別の実態を知る学習などが行われています。 県教育委員会では、これらの取組を支援し、外国人の入権を含む様々な人権問題に関する教職員の指導力向上を図るため、令和6年3月に指導者用手引書を作成して各学校に配布しました。 この手引書とあわせて、これまでに作成・配布した学習資料の効果的な活用を促すなど、多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進に引き続き組みます。			
11 佐賀		佐賀県では、国籍の違いや障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、「誰もが自分らしく、心地よく過ごせる、やさしいまちのスタイル」を推進しており、学校教育においても、「学びたい誰もが、安心して学べる、やさしい学校」の実現により子どもたちの思いに寄り添いながら、「生きる力」を育んでいくことを目指しています。 引き続き、人権・同和教育の推進をおとおして、確かに人権認識と豊かな人権感覚をもった教職員を育成し、差別しないだけではなく、差別に気づき、差別をなくすことのできる児童・生徒の育成に努めています。			
12 長崎		本県では令和6年3月に策定した「第四期長崎県教育振興基本計画」においては、豊かな人権教育をテーマに掲げ、関係機関と連携した教育・啓発により、多様性を認め合い、他者を思いやる豊かな心を育成すること、及び児童生徒が主体的に参画する学校づくりを推進する中で、子どもは人の権利、権利、利益の擁護を図ることを宣言しています。 また、本県では、県独自に作成している人権教育啓発資料「人権教育をすすめるために」を活用して、各学校での人権教育に取り組んでいます。この資料には、ヘイスピーチ解消法や差別意識について考え方など、多くのテーマが盛り込まれおり、他人の気持ちを理解する大切さを伝えています。 このことを踏まえ、学校においては、人権を守るためのルールや行動による被害が発生した場合には、当事者から丁寧に話を聞くとともに、加害者への指導や説教、被害者の心情に寄り添った支援等を行なっています。 また、県教育委員会としても、どのような事案が起きないよう、教員や児童生徒の人権意識の醸成に繋がる研修の機会を設けているところです。 引き続き子どもたちにとって学校が安心して過ごせる場所となるよう支援に努めています。			
13 熊本		熊本県教育委員会は、憲法が定めるように、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別を許すものではなく、法令に基づき、教育活動の全体を通じて人権尊重の精神に立った学校づくりを進めています。教育現場においては、差別や偏見のない環境づくりに取り組み、全ての児童生徒が安全な環境で安心して学ぶことができ、その基本的人権が尊重されるよう努めています。 今回お問い合わせいただいた個別の御質問につきましては、メール文全体及び添付いただいた資料を総合的に勘案した場合、教育行政の政治的中立性を損なう恐れがあるため、個別の御解答は差し控えさせていただきます。			
14 大分		送信いただきました緊急声明 言わない・言わせない「日本人ファースト」の内容を拝読し、今後、外国にルーツのある子どもたちへの差別につながりかねないというご心配については、私どもも理解しているところです。大分県教育委員会としましては、令和3年3月に策定しました「大分県外国人材の受け入れ・共生のための対応策協議会」の方針に基づき、多文化共生の学校・社会の実現を目指して取り組んでいます。また、平成30年12月に本県が設立しました「大分県外国人材の受け入れ・共生のための対応策協議会」の方針に基づき、帰国・外国人児童生徒が、県内のどこにいても同じように日本語指導を受けることができるよう、日本語指導のコースの高い学校に指導員を派遣するとともに、指導員の養成研修を実施しております。また、外国人児童生徒の教育担当者等への資質向上を図る研修会の開催等により、県内在住の外国人児童生徒の教育環境整備を促進しているところです。 さて、この度お問い合わせいただきました1~4の要求に対する個別の回答ですが、「日本人ファースト」という文言そのものが特定の政党が掲げるスローガンであるため、県教委として回答は差し控えさせていただきます。ご了承ください。今後もすべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。			
15 鹿児島		鹿児島県教育委員会では、教育振興基本計画の施策における方向性に、誰一人取り残さず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることができる学校づくりを推進するために、全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ることを位置付けて取り組んでいます。			
16 沖縄					

番号	都市	1 「日本人ファースト」はヘイトスピーチか	2 学校で「日本人ファースト」が流れることについて	3 対策	4 被害への対処
1	札幌市	「日本人ファースト」という言葉がヘイトスピーチにあたるのかどうかは、その言葉が使われた文脈や意図によって判断が分かれると考えておりますが、差別的意識を助長し又は誘発する目的で使われる場合、ヘイトスピーチにあたる可能性があるものと認識しております。	学校は、すべての子どもの人権が尊重され、あらゆる偏見や差別をなくし、安心・安全な場でなければなりません。そのため、「日本人ファースト」という言葉が、排外的な意味合いで使われ、特定の子どもの心を深く傷つけるようなことはあってはならないと考えております。	札幌市教育委員会では、「人間尊重の教育」を本市学校教育の基盤とし、「子ども一人一人が『自分が大切にされている』と実感できる学校づくり」に努めており、子どもが特定の言葉等によって傷つくことのないように、安心して過ごすことができる環境づくり、人間関係づくりを進めています。「日本人ファースト」という言葉に限らず、排外的な表現等にて特定の子どもに対する偏見や差別を生むことがないよう、児童生徒、教職員の人間尊重の意識の向上に向けて取り組んでいるところです。	学校現場で差別的な言葉による被害が発生した場合には、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」をもとに、速やかに対応することとしております。
2	仙台市				
3	さいたま市	「日本人ファースト」という言葉がヘイトスピーチにあたるかどうかは、言葉そのものだけではなく、その言葉の背景、前後の文脈や趣旨等の諸事情を総合的に考慮し、「ヘイトスピーチ解消法」における「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するのか、判断することになると考えます。	学校は、児童・生徒が安心して学習を行うことが求められる場所であり、児童生徒の人権尊重を基本として、教育活動に取り組んでおります。情報化の進展もあり、「日本人ファースト」という言葉に限らず、差別をあおりかねない言葉や誹謗中傷等がインターネットにより拡散されるリスクが高まっているため、このような情報等により、子どもたちの人権が脅かされることは、避けなければならない問題であると考えます。	本市では、「日本人ファースト」という言葉に限らず、教職員を対象に各種人権教育研修会を開催し、人権尊重の理念や個別の人権課題について理解を深め、共生の心の醸成を図るなど、教職員の人の権感覚の育成に努めています。また、道徳や学級活動、学校行事など教育活動全体をとおして、自他を尊重する児童生徒の育成に努めています。	本市では、「日本人ファースト」という言葉に限らず、児童生徒が傷付くような事案が発生した場合には、その該当者とともに関係する児童生徒から事情を聴き、適切に指導するなど、丁寧に寄り添った対応をするよう指導しています。また、必要に応じてスクールカウンセラーやさわやか相談員などと連携し、児童生徒が相談できるよう支援しています。
4	川崎市	川崎市では、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、全ての市民が、川崎のまちにおいて、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりに努めているところです。 教育委員会においても、一人ひとりが差別されず、尊厳をもって自分らしく生きられる社会を創造するためには、国籍、文化、性別、障害、世代、考え方などの多様性を尊重し、あらゆる機会や場を通して、さまざまな人権に関する理解を深めていくことが必要であり、具体的な人権問題に直面した際に、それを解決しようとする実践的な行動力などを育むことが大切だと考えています。 子どもの権利の尊重については、11月20日を「子どもの権利の日」として設定し、その前後一週間を「子どもの権利週間」として、多くの学校で子どもの権利学習の授業実践に取り組んでいます。学習を通して、子どもたち一人ひとりが他者の違いを認め、互いに尊重し合う意識や態度を育成し、差別や偏見を生まない教育活動を推進しています。 多様性の理解については、違いが豊かさとして響き合う人間関係を築くことができるよう「多文化共生ふれあい事業」を1997年から実施しています。ふれあい事業は、互いの文化を尊重し合い、ともに生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育むことをねらいとし、外国人児童生徒が自分の文化に対する自尊感情をもち、日本人児童生徒たちも異文化を理解し尊重する契機になることをめざし、地域で共に生き生活している外国人講師の方に来ていただいて、民族衣装を身に着けたり、楽器や遊びを体験したりするなど、多様な展開をしています。 全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけてきた本市の「自主・自立」、「共生・協働」という基本目標の実現をめざして、今後もすべての児童生徒の豊かな心の育成を推進していきます。			
5	横浜市	「日本人ファースト」のスローガンが、排外的な意味合いで使われたり、差別を直接的・間接的に煽る内容と結びついたりすることはあってはならないことです。「横浜市人権施策基本指針」において、外国人に関する問題を人権課題の一つとして位置づけ、ヘイトスピーチなどに対しても、啓発・研修をはじめ、全庁的に取組を行っています。	横浜市では、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを人権教育の理念として推進しています。児童生徒が安心して自分らしく学校生活を送ることができるよう、人権尊重の精神を基盤とする教育活動を進めています。	外国语や外国につながる児童生徒はさまざまな背景をもって日本の学校で生活しています。言葉や生活習慣、文化などの違いがその子どもへの差別や偏見につながることのないように、学校では、「違い」を認め合い、理解し、尊重することのできる多文化共生教育を推進しています。また、地域の活動と連携したり、保護者間の親睦を深めたりするなどの取組を促しています。	傷ついた子どもの気持ちに寄り添い、学校現場での組織的な相談・支援体制を進めています。人権尊重の精神を基盤とする教育の推進により、自分が大切にされていると感じができる教育環境づくりに努めています。
6	相模原市				
7	新潟市				
8	静岡市				
9	浜松市				
10	名古屋市	特定の言葉をもって差別性を定義するのではなく、文脈や意図によって個別に判断すべきものと考えます。 学校は、全ての児童・生徒が安心して学び、成長できる安全な場所でなければならず、出自やルーツを理由に、人権を侵害し、いじめや差別を助長する言動は、容認できるものではありません。 愛媛県教育委員会では、人権尊重の理念を全ての教育活動の基礎におり、人権の確立と差別解消に向けた実践力の育成に努めているところです。 なお、いじめや差別事案が発生した場合は、事実関係を確認し、被害を受けた児童生徒のケアと安全確保を最優先とし、関係児童生徒に対して指導するなどの対応を行うこととしています。 今後も、子どもたち一人ひとりが、異なるルーツや文化を理解し、尊重する心や態度を育める人権・同和教育の推進に努めてまいります。			
11	京都市	ヘイトスピーチとは、「人種、出身国、民族、宗教など、自分から主観的に見えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のことである」ととらえています。 どのようなものがヘイトスピーチに該当するかの判断については、個別具体的の言動の背景、前後の文脈等を考慮して判断する必要がありますが、「日本人ファースト」という言葉だけで、ヘイトスピーチととらえることは困難と考えています。	「日本人ファースト」の言葉については1つ目の回答のとおりです。学校は、すべての児童・生徒にとって安心・安全で、心身ともに健やかに成長できる場であるべきであり、差別的な言葉が児童・生徒に触れることは、差別や偏見を助長する恐れがあり、容認されるべきではありません。	「日本人ファースト」の言葉については1つ目の回答のとおりですが、本市では、人権教育の指針である「『学校における』人権教育を進めるにあたって」に基づき、「人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成」を目的として、あらゆる教育活動を通して人権学習に取り組んでいます。そのうえで、学校では外国人教育主任を中心とし、外国にルーツをもつ子どもへの民族差別をなくす教育実践を進めており、子どもたちに民族、国籍の違いや文化、伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を培う取組を推進しております。	「日本人ファースト」の言葉については1つ目の回答のとおりですが、学校教育の中で子どもが相手を傷つける言動をしてしまった場合は、その都度、各校にて指導を行っています。また、本市では、各局区等(学校園を含む)において差別事象を発見した場合や、市民等から差別落書き等の差別事象について報告を受けた場合は、本市の「差別事象に係る対応についてのガイドライン(平成22年度策定)」をもとに適切な対応に努めることとしており、併せて、人権課題に係る各所管課に報告をするように通知しています。
12	大阪市	1について、個別具体的の言動が不当な差別的言動に該当するか否かについては、その態様は様々であり、言論の背景や、その前後の文脈、言葉の趣旨などによって総合的に判断されるものであると考えます。 上記の趣旨から2~4のご質問への回答は差し控えさせていただきます。			
13	堺市	質問1について、 個別具体的の言動が不当な差別的言動に該当するか否かについては、その態様は様々であり、言論の背景や、その前後の文脈、言葉の趣旨などによって総合的に判断されるものであると考えます。 上記の趣旨から2~4のご質問への回答は差し控えさせていただきます。 なお、堺市教育委員会では、「堺市人権教育推進方針」に基づき、人権教育を総合的に推進しています。			
14	神戸市	・差別を助長・誘発する言葉や発言が学校現場にはあってはならないと考えており、これまで児童・生徒に対しては異なる価値観や違いを認め、尊重する人権教育に学校園は取り組んでいるほか、教職員に向けて「人権教育学校園ハンドブック」の周知やブロック研修会での研修実施など、教職員の人権感覚の向上に取り組んでいます。 ・近年では、言葉による人権侵害が社会的課題となっており、学校教育においては、児童・生徒が人権の意義やその重要性を理解し、日常生活の中で人権を尊重する意識がその態度や行動として表れる人権感覚を習得できるよう教育活動の充実に取り組んでいます。 ・本件に関わらず、学校園には何らかの言葉による被害を受けた児童・生徒の心のケアを中心に対処するよう、また必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関と連携するよう指示しています。			

15	岡山市	<p>岡山市では、人種、国籍、宗教、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有することを理由に、ある個人や集団をおとしめたり、暴力や誹謗中傷、差別的な行為を扇動したりするような言動である「ヘイトスピーチ」は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないものであり、決して許されるものではないと考えています。</p> <p>1について 「日本人ファースト」という言葉については、言葉の背景や前後の文脈を含めてその意味を考えいかなければならず、その言葉のみをもってヘイトスピーチにあたるかどうかを判断することは難しいと考えています。</p>	<p>2について 学校が全ての児童生徒にとって安心・安全な場であることは、学校教育の基盤であり、差別をあおりかねない言葉に対して教職員が高い意識をもち、児童生徒が接することができないように十分注意することが大切だと考えております。同時に、差別をあおりかねない言葉に接したときに、それを許せないものとして判断することができる児童生徒を育てていきたいと考えています。</p>	<p>3及び4について 学校生活全般において、人を傷つけるような差別的な言動がないよう、道徳教育や人権教育等の充実を図り、未然防止の取組を行うとともに、事案発生時には、関係者に寄り添った対応を行い、学校全体で再発防止に努めができるよう教職員研修等で取り上げる機会を増やしていきたいと考えています。</p>
16	広島市	<p>ご指摘の「ヘイトスピーチ解消法」については、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)のことを示すものであると認識しています。この法律に規定されるとおり、本邦外出身者に対する不当な差別的言動はあってはならないと考えています。特に、学校は児童・生徒にとって安心・安全な場でなくてはならないと考えています。</p> <p>本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)等の関係法令等を踏まえた上で、第6次広島市基本計画に基づき、全ての人が、性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などに問わなく、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、人権教育や啓発など一人一人の多様性を認め合い、様々なレベルでの信頼関係を醸成するための取組を推進しています。</p> <p>学校には、国籍の別にとどまらず多様な子どもたちが在籍していることから、各学校においては、一人一人の児童生徒の多様性を尊重し、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目標として人権教育を行っているところです。</p> <p>なお、児童生徒が差別的な言動や誹謗・中傷により傷つけられるようないじめが生じた場合、学校は、担任など特定の教職員で抱え込むことなく、校長の指示の下、複数の教職員やスクールカウンセラー等による組織的な対応を行っています。また、必要に応じて学校へ職員を派遣するなどし、状況に応じて学校への指導・助言を行います。</p> <p>今後も引き続き、学校が全ての児童・生徒にとって安心・安全な場となるよう、本市においても人権教育を推進してまいります。</p>		
17	北九州市	<p>北九州市教育委員会は、どのような言葉がヘイトスピーチにあたるかを判断する機関ではないため、ご質問の各項目に対する個別の回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、本市の学校教育においては、生命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し義務や責任を果たす態度など、「生きる力」を育む教育活動を推進しています。</p> <p>人権教育は学校が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組んでいます。</p> <p>人格が形成される時期にあたる学校での人権教育の果たす役割は極めて重要です。</p> <p>一人ひとりの子どもが、自分の人権と同様に他者の人権をも尊重でき、それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるような人権教育を推進してまいります。</p>		
18	福岡市	<p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」において、「ヘイトスピーチ」についての明確な定義がないことから、個別の表現についての判断は難しいと考えております。</p>	<p>人としての尊厳を傷つけるような言動や、差別意識を生じさせることになりかねない差別的な言動につきましては、許されないものと認識しております。</p>	<p>すべての児童生徒が、人種・民族・国籍の違いを越え、共にいきいきと学び育つことのできる学校教育を目指し、人権尊重の精神や共生の心に根ざした真の国際理解の精神を養う人権教育を推進しております。</p> <p>学校で人権にかかわる事象が起きた場合、事実確認を行い、事象の背景を的確にとらえた上で、学校と教育委員会が連携して適切に対応することになっております。</p>
19	熊本市	<p>熊本市教育委員会では、憲法の理念に基づき、人種、信条、性別、社会的身分や門地などによるいかなる差別も認めておらず、法令に則って、教育活動全体を通じて人権を尊重する姿勢を大切にした学校づくりを推進しております。</p> <p>教育現場においても、差別や偏見のない環境の整備に努めており、すべての児童生徒が安心して学び、健やかに成長できるよう、その基本的人権が十分に尊重される教育環境の実現に取り組んでおります。</p> <p>なお、今回お寄せいただいたご質問につきましては、メールの内容および添付資料を総合的に検討させていただいた結果、教育行政における政治的中立性を損なう可能性があると判断いたしました。そのため、誠に恐縮ではございますが、個別のご回答は差し控えさせていただきます。</p>		